

2. 調査結果の要約

「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」（以後、本調査）は、平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画の実施状況を把握するためのデータ収集を目的とし、地方公共団体の環境保全に関する取組の状況等を把握するアンケート調査を実施したものである。

平成 24 年度の本調査では、全地方公共団体 1,789 団体(47 都道府県、20 政令指定都市ならびに東京都 23 特別区、1,699 市町村)を対象に、平成 25 年 2 月中旬から同年 3 月中旬にかけて WEB 上で回答をする方式及び調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式で実施した。有効回答数は 1,194 団体、有効回収率は 66.7%である。調査結果の概要は以下のとおりである。

1. 環境施策の基本となる条例及び計画

- 環境施策の基本となる条例を既に策定している自治体は、「都道府県」は 97.1%、「政令指定都市」は 100%である一方、「市区町村」では 57.5%にとどまる。「市区町村」は、「策定予定なし」が 36.2%と約 4 割を占める。中でも「人口 1 万人未満」の自治体では、「策定予定なし」が 69.6%と約 7 割を占める。
- 環境施策の基本となる計画を既に策定している自治体は、「都道府県」および「政令指定都市」は 100%の一方、「市区町村」は 55.9%にとどまる。「市区町村」は、「策定予定なし」が 32.2%と約 3 割を占める。中でも「人口 1 万人未満」では、「策定予定なし」が 64.8%と約 7 割を占める。
- 環境施策の基本となる条例及び計画の策定に当たり住民等からの意見を「取り入れた又は取り入れている」自治体は、「都道府県」は 97.1%、「政令指定都市」は 100%、「市区町村」は 80.3%、全体では 81.3%である。「市区町村」においては、「取り入っていないが、今後については検討中」が 15.5%である。
- 環境施策の基本となる計画の策定に関連する基本計画を「参考とした又は参考としている」自治体は、「都道府県」が 28.6%、「政令指定都市」は 20.0%、「市区町村」は 28.5%、全体では 28.4%である。第四次環境基本計画が本年度に策定されたばかりであることから、3 割未満と低い割合に止まったと考えられる。「参考としていないが、今後については検討中である」自治体は、「都道府県」が 68.6%、「政令指定都市」は 73.3%、「市区町村」は 65.2%、全体では 65.5%である。
- 環境施策の基本となる計画の事業者や住民等への普及・啓発活動を「実施した又は実施している」自治体は、「都道府県」が 97.1%、「政令指定都市」は 100%、「市区町村」は 75.7%、全体では 77.1%である。「市区町村」においては、「実施していないが、今後については検討中である」が 22.1%である。
- 環境施策の基本となる計画の実施に当り住民等からの意見取入を「実施した又は実施している」自治体は、「都道府県」が 94.3%、「政令指定都市」は 100%、「市区町村」は 88.4%、全体では 89.0%である。「市区町村」においては、「実施していないが、今後については検討中である」が 8.6%である。

- 環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検を「実施した又は実施している」自治体は、「都道府県」および「政令指定都市」は100%、「市区町村」は63.6%、全体では65.8%である。「市区町村」においては、「実施していないが、今後については検討中である」が34.6%である。

2. 環境施策の実施状況

- 環境施策に関する41項目の取組について、それぞれの実施状況をみると、全体では、『(1)地球温暖化対策』に取組んでいるとする割合が最も高く、「すべて実施している」が16.9%、「必要な施策は一部実施している」が64.8%で、計81.7%の自治体がすべて又は一部実施している。次に高い割合となった『(13)2Rを重視したライフスタイルの変革』については、63.3%の自治体を実施している（「すべて実施している」と「必要な施策は一部実施している」の計）。すべて又は一部実施している割合が9割を超える項目は、「都道府県」は26項目、「政令指定都市」は12項目となる。「市区町村」では9割を超える項目はなく、5割を超える項目が7項目となることから、規模による差がうかがえる。
- 環境施策に関する40項目（全41項目から「環境情報の整備と提供・広報の充実」を除いたもの）について、それぞれの情報の整備及び提供の取組をみると、全体では、『(1)地球温暖化対策』について情報の整備及び提供を取組んでいるとする割合が最も高く、「必要な情報の整備及び提供はすべて実施している」が19.7%、「必要な情報の整備及び提供は一部実施している」が70.6%で、計90.3%の自治体がすべて又は一部実施している。すべて又は一部実施している割合が9割を超える項目は、「都道府県」が26項目、「政令指定都市」は16項目となる。「市区町村」では9割を超える項目はなく、6割を超える項目が9項目となることから、規模による差がうかがえる。
- 環境施策の実施にあたり、自治体が情報提供を行う際に利用する方法や媒体について全体では、『広報等への掲載』が90.9%で最も高く、次いで、『ホームページへの掲載』の89.2%、『環境セミナー、環境講座、展示会等を通じた提供』の66.3%となる。また、『パンフレット等の作成』(61.7%)、『環境白書等の作成』(53.4%)等の紙媒体による方法も5割を越える。「都道府県」、「政令指定都市」では、すべての項目で採用率が高く9割を超える。「市区町村」では、『広報等への掲載』(90.3%)、『ホームページへの掲載』(88.5%)、の割合が高い。
- 環境施策推進過程における住民等の意見取入の方法について全体では、『審議会等』が68.1%で最も高く、次いで、『アンケート』の50.8%、『パブリック・コメント』の47.4%となる。「都道府県」、「政令指定都市」では『個別のヒアリング』を実施している割合が比較的低いが（各々74.3%、66.7%）、他の項目は8割以上が実施している。
- 環境保全に係る取組への参加人数について全体では、『1,001～10,000人日』が39.2%と最も高く、次いで、『101～1,000人日』の25.6%、『10,001人日以上』の24.0%、となる。「都道府県」では『10,001人日以上』が76.7%と比較的高く、「政令指定都市」は『10,001人日以上』が85.7%と高い。「市区町村」では『1,001～10,000人日』が40.2%と最も高い。

3. 事業者との関係

- 事業者との連携・協働の取組について全体では、『(13) 2R を重視したライフスタイルの変革』について実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「連携・協働した施策を実施している」が 37.9%、「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて事業者と検討を進めている施策がある」が 10.9%で、計 48.7%の自治体が発実施又は検討している。全 41 項目中、事業者との連携・協働を実施又は検討している割合が 5 割を超える項目は、「都道府県」は 19 項目、「政令指定都市」は 15 項目となる。「市区町村」では 5 割を超える項目はなく、4 割を超える項目が 9 項目となることから、規模による差がうかがえる。
- 事業者との連携・協働を、「連携・協働した施策を実施している」又は「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて事業者と検討を進めている施策がある」自治体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ、全体では、『貴団体からの呼びかけ』は『(1) 地球温暖化』が 83.2%と最も高く、次いで、『(38) 環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化』の 83.0%となる。また、ほぼ全ての項目で 7 割以上が『貴団体からの呼びかけ』となり、自治体からの呼びかけで進んでいることがうかがえる。

4. 住民又は住民団体との関係

- 住民・住民団体との連携・協働の取組について全体では、実施している又は検討を進めているとする割合が最も高い項目は『(6) 里地里山の保全活動』(60.6%)、次いで、『(5) 自然再生』(57.4%)となる。自然環境に関する取り組みにおいて、住民団体との連携が進んでいることがうかがえる。また、『(13) 2R を重視したライフスタイルの変革』、「(37) 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進」、「(38) 環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化」も約 55%と比較的高い割合となっている。全 41 項目中、住民・住民団体との連携・協働を実施又は検討している割合が 5 割を超える項目は「都道府県」では 14 項目、「政令指定都市」は 14 項目、「市区町村」は 5 項目となり、規模による差がうかがえる。
- 住民・住民団体との連携・協働を、「連携・協働した施策を実施している」又は「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて住民又は住民団体と検討を進めている施策がある」自治体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ、全体では、ほぼ全ての項目で『貴団体からの呼びかけ』が 7 割以上なる。『貴団体からの呼びかけ』は、『(25) ヒートアイランド対策』で 87.5%と最も高く、次いで、『(32) 環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化』の 85.2%となる。ほぼ全ての項目で自治体からの呼びかけで進んでいることがうかがえる。ただし、『住民又は住民団体からの呼びかけ』は『(8) 絶滅のおそれのある種の保存』が 28.6%と最も高く、次いで、『(10) 外来種対策の強化』の 23.3%となり、生物に関する取組では、住民・住民団体からの呼びかけも比較的多いことがうかがえる。

5.民間団体(環境 NPO など)との関係

■民間団体(環境 NPO 等)との連携・協働の取組について全体では、『(38) 環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化』について実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「連携・協働した施策を実施している」が 37.5%、「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて民間団体(環境 NPO 等)と検討を進めている施策がある」が 5.5%で、計 43%の自治体が発行又は検討している。全 41 項目中、民間団体(環境 NPO 等)との連携・協働を実施又は検討している割合が 5 割を超える項目は「都道府県」では 16 項目、「政令指定都市」は 13 項目あるが、「市区町村」では 4 割を超える項目はなく、3 割を超える項目が 6 項目となることから、規模による差がうかがえる。

■民間団体(環境 NPO 等)との連携・協働を、「連携・協働した施策を実施している」又は「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて民間団体(環境 NPO 等)と検討を進めている施策がある」自治体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ、全体では、ほぼ全ての項目で『貴団体からの呼びかけ』が 7 割以上となる。『貴団体からの呼びかけ』は『(40) 環境影響評価等』が 90.6%で最も高く、次いで、『(16) 安全・安心の観点からの取組の強化』が 88.9%で高い。『民間団体(環境 NPO 等)からの呼びかけ』は『(10) 外来種対策の強化』が 33.3%で最も高い。全体としては自治体からの呼びかけが大きい、「都道府県」「政令指定都市」「市区町村」のいずれにおいても『民間団体(環境 NPO 等)からの呼びかけ』が 4 割以上の項目もあり、民間団体からの呼びかけも進んでいる項目もあることがうかがわれる。

■環境 NPO 等の民間団体の支援・育成について全体では、『(6) 里地里山の保全活用』に実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「当該分野に係る取組を行う民間団体(環境 NPO 等)に対する支援・育成施策を実施している」が 27.5%、「当該分野に係る取組を行う民間団体(環境 NPO 等)に対する支援・育成施策は実施していないが、検討中の支援・育成施策はある」が 6.1%で、計 33.6%の自治体が発行又は検討している。次に割合が高い項目は『自然再生』(計 30.1%)であり、自然に関する取組で支援・育成が進んでいることがうかがえる。全 41 項目中、支援・育成を実施又は検討している割合が 4 割を超える項目は「都道府県」は 17 項目、「政令指定都市」は 6 項目となるが、「市区町村」では 3 割を超える項目は『(6) 里地里山の保全活用』のみであり、規模による差がうかがわれる。

6. 他の地方公共団体との関係

■都道府県、政令指定都市との連携・協働の取組については、『(1) 地球温暖化対策』について実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「連携・協働した施策を実施している」が 65.3%、「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて他の都道府県又は政令市と検討を進めている施策がある」が 6.1%で、計 71.4%の自治体が発実施又は検討している。次いで、『(18) 上記以外の水環境の保全に係る取組』の割合が高く、計 63.2%である。全 41 項目中、連携・協働した施策を実施又は検討している割合が 5 割以上となるのは、「都道府県」では 2 項目（『(1) 地球温暖化対策』および『(18) 上記以外の水環境の保全に係る取組』）、「政令指定都市」は、5 項目と少なく、連携・協働の取組が比較的進んでいないことがうかがわれる。

■市区町村との連携・協働の取組について全体では、『(17) 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定』について実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「連携・協働した施策を実施している」が 24.5%、「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて他の市区町村と検討を進めている施策がある」が 4.8%で、計 29.3%の自治体が発実施又は検討している。次いで、『(17) 上記以外の水環境の保全に係る取組』の計 25.9%が高い。全 41 項目中、連携・協働した施策を実施又は検討している割合が 4 割以上となるのは、「政令指定都市」では 2 項目（『(17) 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定』および『(18) 上記以外の水環境の保全に係る取組』）、「市区町村」では 1 項目もなく、連携・協働の取組があまり進んでいないことがうかがわれる。